

[事案 2021-85] 入院給付金支払請求

・令和4年4月20日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者である配偶者が骨髄異形成症候群により入院したため、昭和61年12月に契約したがん保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款に定める支払事由に該当しないとして、給付金が支払われなかったが、本入院は支払事由に該当することから、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本入院は、約款に定める入院給付金の支払事由（「がんの治療を受けることを直接の目的としていること」「自宅等での治療が困難なため、常に医師の管理下において治療に専念すること」）に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の経緯等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人子の配偶者に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。